



障がい理解のための
ハンドブック



宮崎県福祉保健部障害福祉課

もくじ

● はじめに	1
● 障がいとは	2
● 障害者手帳について	3
● 視覚障がいについて	4
● 聴覚・言語障がいについて	6
● 盲ろうについて	8
● 肢体不自由について	10
● 内部障がいについて	12
● 障がい者に関するマークについて	15
● 知的障がいについて	16
● 重度の重複障がいについて	18
● 発達障がいについて	20
● 精神障がいについて	24
● 高次脳機能障がいについて	26
● 難病について	28
● 障がい者への差別をなくしましょう	30
● 障がい者を虐待から守りましょう	31
● 人にやさしい福祉のまちづくり	32
● 補助犬について知ってください	34

●はじめに

障がいのある方は、その障がいやさまざまな障壁（バリア）によって、日常生活や社会生活を送る上で多くの制限を受けています。

また、外見からは障がいがあることが分かりにくく、配慮や支援の必要性が周囲に理解されずに困っている方もいます。

県が平成25年7月に障がいのある方を対象に行ったアンケートの結果では、「県民の障がい者への理解と認識」について、「以前よりは深まったがまだ不十分」及び「深まっていない」との回答が半数以上、また、「障がいがあることで不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたことがある」との回答が3割となっています。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するためには、県民一人ひとりが障がいについての正しい知識と理解を持つことが必要です。

このハンドブックでは、それぞれの障がいごとにその特徴やどのような配慮が必要かなどについて紹介しています。

この冊子が障がい理解への扉となり、皆さんの思いやりやちょっとした配慮によって、障がいのある方の自立や社会参加が進むよう願っています。

※障害／障がいの表記について

このハンドブックでは、法令の名称（障害者基本法など）や法令の中で用いられている用語（身体障害者手帳など）及び組織や施設、団体の名称（障害福祉課など）については、「障害」、その他については「障がい」と表記しています。

●障がいとは

「障がい」とは、目が見えない、音が聞こえない、歩けないなど、その人の心身の機能障がいだけでなく、そのような障がいのために情報が伝わらなかったり活動が制限されたりするような社会の仕組みによっても「障がい」は生じます。

例えば、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、聴覚障がいのある人に声だけで話す、知的障がいのある人にわかりやすく説明しないことは、障がいのある人に情報を伝えないことになります。また、3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。

障害者基本法では、「障害者」を次のように定義しています。

「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（※1）（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

「社会的障壁」とは、障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念（※2）その他一切のものをいう。

（※1）「その他の心身の機能の障害」には、難病等が含まれます。

（※2）具体的には、以下のようなものをいいます。

- ・ 事物：建築物や公共交通機関の段差など
- ・ 制度：障がいを理由とした資格制限など
- ・ 慣行：会議で点字資料や手話通訳がないことなど
- ・ 観念：障がいのある方への偏見など

●障害者手帳について

障がいがあり、一定の基準を満たす場合、「障害者手帳」が発行されます。

障害者手帳には、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。

◆身体障害者手帳

身体障害者手帳は、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内臓機能などの疾患による内部障がいのある人に交付されます。

「身体障がい者」とは、この手帳を所持している人のことをいいます。身体障害者手帳は、障がいの度合に応じ、最重度の1級から6級に区分して交付されています。

本県の身体障害者手帳所持者数は、平成24年度末で65,388人であり、これを人口千人当たりの人数で見ると、58人となります。また、年齢別では、65歳以上の割合が70.1%となっています。

◆療育手帳

知的障がいのある人に交付される手帳で、重度がA、中度がB1、軽度がB2と区分されています。

本県の療育手帳所持者数は、平成24年度末で10,179人、これを人口千人当たりの人数で見ると、9人となります。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがある人に交付される手帳で、最重度を1級として3級まで区分されています。

知的障がいを伴わない発達障がいや高次脳機能障がいも手帳の対象となっています。

本県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成24年度末で5,713人、これを人口千人当たりの人数で見ると、5人となります。

★ 障害者手帳を所持していることで、医療費の軽減（自立支援医療）や身体の機能を補うために必要な用具（補装具）の給付、障害年金の受給など、各種制度を利用することができます。

○視覚障がいについて

1 視覚障がいとは

視覚障がいとは、目が見えない、または見えにくい状態であり、メガネやコンタクトレンズを使用しても視力や視野が一定以上は改善されない状態をいいます。

視覚障がいといっても、全く見えない（全盲）、見えにくい（弱視）など、個人差があります。また、特定の色の識別が困難な人もいます（色覚異常）。

人間は生活に必要な情報の約8割～9割を視覚から得ると言われており、視覚障がいのある人はその障がいにより様々な困難を抱えて生活しています。

2 こんな特徴があります

- ・文章の読み書きが困難です。
- ・耳で聞くことや手で触れること、ルーペ等を使うことや点字などにより情報を取得します。
ただし、視覚障がいのある人がみんな点字を読めるわけではありません。
- ・外出する際は白杖を使用したり、盲導犬を連れていたりしています。
- ・不慣れな場所や混雑した場所での移動には不安や大きな困難を伴います。

3 こんな配慮があると助かります

- ・視覚障がいのある人は困っていても自ら介助等を求めることが困難な場合があるので、戸惑っている人を見かけたら声をかけてください。
- ・話しかける時はそっと手や肩に触れ、自分の名前を伝えて下さい。
- ・話しかける際にはきちんと気づかれるように、すぐそばや正面から話しかけてください。介助目的であっても無言でいきなり引っ張ったり押したりしないでください。
- ・移動介助時など話をする際には、はっきりとした口調で話しかけてください。

- ・モノの位置や場所などを説明する際には指示語（「これ」「ここ」「あっち」など）を使用するとわからないことがありますので、「あと10メートルほど前方です」など具体的に数字等を用いて表現するようにしてください。
- ・歩道などに設置してある点字ブロックの上に物を置いたり、自転車などを止めたりしないでください。
- ・盲導犬には、さわったり、食べ物を与えたりしないでください。

4 移動介助（誘導）の基本

視覚障がいのある人が抱える最も大きな問題のひとつに、単独での歩行及び移動の困難さが挙げられます。

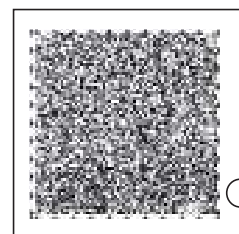
移動介助を頼まれたり、困っている人を見かけた時には、以下のポイントを参考にして誘導を行ってください。

- ・まずはどのような介助が必要なのか聞いてください。その本人の希望を聞いたうえで支援を行います。
- ・誘導するときは身長に大きな差がなければ肘を持ってもらい、相手の速さに合わせて半歩程度横前を歩くことが基本です。もし身長差がある場合には、肩や腕に手を添えてもらうなど、歩きやすいように工夫してみてください。
- ・周囲の状況（「〇〇の看板が見えます」「段差があります」など）を逐一説明しながら移動すると安心します。特に段差の前では、一度立ち止まり、指示することが大切です。

SPコード

文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用の読取装置をあてると音声で文字情報を読み上げます。

SPコードの位置を示すために、右図のようにSPコード印刷部分には切り欠きが入られています。



○ご相談はこちらまで

宮崎県立視覚障害者センター

宮崎市江平西2丁目1番20号

TEL 0985-22-5670 FAX 0985-38-8730

※視覚障がいのある人が利用する点字・録音図書の製作に協力していただくボランティアを養成しています。

○聴覚・言語障がいについて

1 聴覚・言語障がいとは

聴覚障がいとは、聴覚に何らかの障がいがあることにより、音や人の声が聞こえにくい状態をいいます。その程度には個人差があり、全く聞こえない人やある程度聞き取りが可能な人もいます。

また、聴覚障がいのある人には生まれつき聞こえない「ろう（あ）者」と、音声言語の獲得後に聞こえなくなってしまった「中途失聴者」がおり、そのコミュニケーション方法も障がいの特性や程度により様々です。

言語障がいは、失語症や喉頭を摘出することによる発声機能の障がいなどが原因で、音声のみを用いての意思疎通が困難な状態をいいます。

聴覚・言語障がいは一見してその障がいが分かりにくいいため、生活上の困難さを理解してもらえなかったり、困っていても周囲の人に気付いてもらえないことがあります。

2 こんな特徴があります

- ・言葉などの音による情報を得ることが困難であるため、文字や絵、図、写真、表情など、見て分かるものが大事な情報取得の手段になります。
- ・手話を使う人もいますが、聴覚障がいのある人がみんな手話ができるわけではありません。
- ・病院での呼び出しや駅の構内放送に気付かないなど、日常生活での生活のしづらさがあります。
- ・音によって周囲の状況を把握することができないため、車のクラクションなどに気付かず、危険な状態に陥ることがあります。特に、災害時の情報取得が困難で、とても不安です。
- ・喉頭部周囲のガンのため喉頭摘出を行った人には、声帯からでなく別の機能を使って音声を発する人もいます。食道発声（食道を震わすようにして発声する）や電気喉頭（首のあたりに振動する器機をあてて発声する）などがその例です。
- ・喉頭摘出を行った人は、嗅覚が低下しています。

3 こんな配慮があると助かります

- ・聴覚障がいは外見上分かりにくい障がいであり、その困難さを理解してもらいにくい側面があります。まずは本人からその置かれている状況や不都合な点を聞いて、理解することを心がけてください。

- ・音声だけのコミュニケーションはできるだけ避け、視覚的な手段を用いるようにしてください。また、同時に複数の人が話さないようにしてください。
- ・事故や災害時に音で周囲の状況を判断できないことがあり、危険な目に遭うことがあります。そのような時には、視覚的に合図を送るなどして教えてください。

4 コミュニケーションの方法について

□ 手話

手の動きや顔の表情などで意思を伝える言葉です。聴覚障がいのある人のコミュニケーション方法として一般的なものであり、特にろう（あ）者がよく使用します。

平成23年に改正された障害者基本法で、手話が言語として位置づけられました。

□ 筆談

口で話をするのではなく、メモ用紙等に文字を書いて意思疎通を図る方法です。手話等ができない健聴者と聴覚障がい者がコミュニケーションを図る際には最も精度が高いものと考えられます。

話の内容や会議の進行、講演の内容などをその場で文字通訳することを要約筆記といいます。

□ 読話（読唇）

話し手の唇の動きや口の形、表情などから話の内容を読み取る方法で、習得するには訓練が必要です。

話が長かったり、はっきりとした唇の動きでなかったりすると読み取りにくいことがありますので、端的に、しっかりと話しましょう。

※上記は代表的なコミュニケーションの方法ですが、多くの聴覚障がい者は状況に応じてそれぞれ使い分けたり、組み合わせたりしてコミュニケーションを図っています。また、携帯電話やスマートフォンのアプリケーションなどをうまく活用している方も増えています。

○ご相談はこちらまで

宮崎県立聴覚障害者センター

宮崎市江平西2丁目1番20号

TEL 0985-38-8733 FAX 0985-29-2279

※手話通訳・要約筆記によって聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援を行う方を養成するとともに、派遣を行っています。

○盲ろうについて

1 盲ろうとは

盲ろうとは、視覚と聴覚それぞれに障がいがあり、日常生活や社会生活に大きな困難を抱えている状態をいいます。

障がいの程度はさまざまで、「全く見えないし聞こえない」「少し見えるが全く聞こえない」「全く見えないが少し聞こえる」「少し見えて少し聞こえる」など人により大きく異なります。

「盲ろう」という言葉は法律上定義されているものではなく、一般的な呼称であり、盲ろう者を取りまく制度やサポートの体制はまだまだ不十分であるのが現状です。

2 こんな特徴があります

- ・盲ろう者には視覚障がいを先に発症した人や聴覚障がいを先に発症した人、そして先天的に両障がいを併せ持った人がいます。
- ・視覚障がいと聴覚障がいを併せ持つため、情報の取得や外出が極めて困難です。このため、社会から孤立してしまうことがあります。
- ・コミュニケーションの方法が一人ひとり異なります。
 - 1) 視覚障がいを先に発症者は指点字中心
 - 2) 聴覚障がいを先に発症者は手話（触手話）が中心

3 こんな配慮があると助かります

- ・そばに人がいても分からないことがあります。話かける時はそっと手や肩に手を触れ、自分の名前を伝えてください。
- ・話が通じているか常に確認してください。
- ・会話の内容だけでなく、周囲の状況を逐一伝えるようにしてください。
- ・地域や近所に盲ろう者がいたら、盲ろう者のためのひらに文字を書いたり、身振りなどによるコミュニケーションを図ってみてください。

4 コミュニケーションの方法について

□ 触手話

盲ろう者は両手を使って、相手の行う手話に触れることで読み取ります。弱視の人は近距離で相手の手話を目で見て理解することもあります。障がいの程度や明暗など周囲の環境によって工夫が必要です。

□ 指点字

両手の人差し指、中指、薬指の6本を点字タイプライターのキーに見立てて、直接たたいて点字を表す方法です。人により読み取る速さや理解が異なります。

□ 手書き文字

相手の手のひらに指先などで直接文字を書く方法で、誰にでもできるのが大きな利点です。

※ この他にも筆記通訳、音声通訳、パソコン通訳などさまざまな方法があります。

○ご相談はこちらまで

宮崎県盲ろう者友の会

宮崎市永楽町137番地

TEL 0985-20-0655 FAX 0985-20-0655

※盲ろう当事者による活動拠点を目指しています。

宮崎県立聴覚障害者センター

宮崎市江平西2丁目1番20号

TEL 0985-38-8733 FAX 0985-29-2279

○肢体不自由について

1 肢体不自由とは

肢体不自由とは、その名のとおり四肢（上肢・下肢）や体幹の機能が病気やけがにより損なわれてしまい、そのために歩行や食事、入浴など日常生活動作にあらゆる困難を伴う状態をいいます。

肢体不自由者となる原因は様々で、先天的なものもあれば事故等による後天的なものもあります。その障がいの程度や不都合に感じることにはかなりの個人差があり、障がいの状態に応じて、車椅子や義肢、装具等を使用することで失われた機能を補いながら生活している人もいます。

健常者であれば何でもない日常の動作であっても、肢体不自由であるために不便に感じることは多々ありますが、適切な対応、配慮をすることでそれらが緩和されることがあります。

2 こんな特徴があります

- ・主に下肢の障がいのため歩行が不安定な人や車椅子、杖などを使用している人は階段など段差があるところでの昇降に苦勞します。
- ・ドアの開閉が困難なことがあります。
- ・手や指、腕などに障がいのある人は、高い所にあるものが取りにくく、床に落ちているものは拾いにくいことがあります。
- ・脳性麻痺や脳血管障がいにより、会話の困難な人がいます。
- ・下肢や体幹に障がいのある人は体のバランスをとることが難しいため、転倒したり、よろめいたりしてしまふことがあります。

3 こんな配慮があると助かります

- ・歩行が困難な人にとっては、通路上に荷物や物が落ちているなど障害物があると通行の大きな妨げとなります。特に、ドアの前や狭い通路においては十分なスペースを確保し、障害物を置かないようにしましょう。
- ・歩行が困難な人のそばを走って通り過ぎると、転んだり、不安になったりすることがあるので、ゆっくり歩いてください。

- ・階段や溝などの段差は大変危険です。歩行が困難な人が無理に昇降しようとするとうらつき、転倒してしまう可能性があるため、段差の前で困っている人がいたら積極的に声をかけ、移動を手伝ってください。
- ・足や体幹が不自由なため長時間立つことが難しい人もいますので、電車やバスなどの交通機関においては積極的に席を譲るようにしましょう。

4 車椅子を使用している人へのサポート

車椅子を使用している人の移動介助を行う際は、次のことに配慮してください。

- ・車椅子を動かす際には、必ず「動かします」「前に進みます」など声をかけてください。いきなり動かすと驚いてしまいます。また、方向転換や止まる時にも声をかけるようにしてください。
- ・停止の際はもちろん、介助者が車イスから少しでも離れる時はブレーキをかけるようにしてください。
- ・急なスロープを下る時は後ろ向きでゆっくりと下るようにしてください。傾斜がある場所では加速がかかり危険な事が多いので、特に注意してください。
- ・前輪は側溝や小さい段差ほどひっかかりやすいので、特に注意してください。

○ご相談はこちらまで

宮崎県身体障害者相談センター

宮崎市霧島1丁目1番地2

TEL 0985-29-2556 FAX 0985-31-3553

一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会

宮崎県宮崎市原町2番22号

TEL 0985-26-2051 FAX 0985-55-0258

○内部障がいについて

1 内部障がいとは

内部障がいとは、体の内部（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、HIVによる免疫の各機能）に障がいのある状態をいいます。

内部障がいは、その障がいが体の内部にあることから、外見上他者からの理解が得づらく、バスや電車で優先席に座っていても、マナー違反者のように見られてしまうことがあります。

また、内部に障がいのある人には継続的な医療的ケアが必要な人も多いため、病院への通院はもちろん、日常生活を送るためには周囲の人の理解と配慮が不可欠です。

2 各障がいの特徴

□ 心臓機能障がい

全体的に、動悸や息切れなどの体力低下が見られ、ペースメーカー（心臓に刺激を与えて脈拍を調整する機器）等を体内に埋め込んでいる人もいます。

□ 腎臓機能障がい

腎臓機能の低下により、人工透析を行ったり、移植を受け、拒絶反応予防のために免疫抑制剤を服用している人がいます。

□ 肝臓機能障がい

機能が著しく低下した人の中には、肝臓移植を受け、拒絶反応予防のために免疫抑制剤を服用している人がいます。

※肝臓機能に障がいのある人は、平成22年度から身体障害者手帳の対象者となりました。

□ 呼吸器機能障がい

呼吸困難や息切れなどがその主症状であり、携帯用酸素ボンベを使用している人がいます。

□ ぼうこう・直腸機能障がい

排尿や排便の管理が大変であり、ストーマ（人工ぼうこう・肛門）を造設し、装具を使用している人もいます。ストーマを保有している人のことを「オストメイト」といいます。

□ 小腸機能障がい

小腸は消化・吸収に関係する器官ですので、機能の低下により食事の管理制限が必要になります。

□ ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい

HIVに感染することによって免疫機能が低下している状態で、発症することにより様々な感染症が起こるリスクが高まります。抗ウイルス剤の服用や食事など、生活リズムの管理が大切です。

☆この障がいの最も大きな問題は、正しい知識や理解がないために差別や偏見が生じていることにあるといえます。HIVは感染力が弱く、性的接触や血液での感染以外に感染することはほとんどありません。

3 こんな配慮があると助かります

- ・ 体力や免疫力が低下していることから風邪などに感染しやすくなっているため、風邪などをうつさないように気をつけましょう。
- ・ 心臓機能障がいペースメーカーをつけている場合、携帯電話など機器が発する電磁波の影響により誤作動を起こす可能性があります。電車やバスなどの交通機関においてはペースメーカー使用者がいる場合もありますので、特に優先席付近では電源を切るなどの配慮をお願いします。
- ・ 腎臓機能の不全により人工透析を行うため通院している人がいます。週に3～4日、1回あたり4時間程度かかります。職場や友人など周囲の人は、透析治療のため通院が必要であることをよく理解し、サポートしてください。
呼吸器機能障がいのある人に対してはゆっくり歩く、適宜休憩する、椅子に座らせるなどの対応を心がけてください。
また、タバコの煙により症状が悪化してしまう人がいます。喫煙所以外での喫煙は控えるようにしましょう。
- ・ ぼうこう、直腸に障がいがありストマ装具を利用している人をトイレに案内する際にはなるべくオストメイト対応トイレに案内してください。
- ・ 小腸機能障がいのため口からの食事がとれず、鼻に管を入れ栄養を摂る、静脈から直接栄養を注入するなどの対応が必要な人がいます。このように、小腸機能障がいは特に食事への制限が大きな障がいなので、本人の状態をよく理解し、多人数での食事の場などでは配慮するようにしてください。

ハートプラスマークは、「身体内部に障がい」がある人を表します。このマークを着用されている人を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解とご協力をお願いします。



○ご相談はこちらまで

宮崎県身体障害者相談センター

宮崎市霧島1-1-2

TEL 0985-29-2556 FAX 0985-31-3553

一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会

宮崎県宮崎市原町2-2-2 県福祉総合センター内

TEL 0985-26-2051 FAX 0985-55-0258

●ミニコラム ~オストメイト対応トイレについて~

オストメイトに対応したトイレであり、主に公共施設等に設置されています。

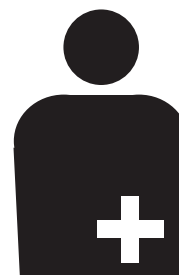
オストメイトは自分の意思で排便・排尿が出来ないため、便や尿をためておくための袋を装着しています。この袋にたまった排泄物を捨てることや腹部の洗浄が必要になります。

そこで、以下のような設備がオストメイト対応トイレにはあります。

- ◆汚物流し台（サーモスタット付ハンドシャワー混合栓・水石鹸容器ペーパーホルダー）
……ストーマ装具の交換・装着・汚れたストーマ装具や衣服等を洗うことができる設備
- ◆カウンター（汚物流し台の上部）
……ストーマ装具・用品など置くスペースと装着・交換のための作業用台
- ◆着替えを行うことができる十分なスペース
- ◆ストーマ装具を正しく装着したか確認できる鏡

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用しているオストメイトのための設備があることを示すマークです。



左：消化管 右：尿管

○障がい者に関するマークについて

【◆障害者のための国際シンボルマーク】



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

【◆身体障害者標識】



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【◆聴覚障害者標識】



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【◆盲人のための国際シンボルマーク】



世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

【◆耳マーク】



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。

○知的障がいについて

1 知的障がいとは

知的障がいとは、おおむね18歳未満の発達期に、知的機能の遅滞などの障がいであられ、日常生活や学校生活に支障がある状態をいいます。

具体的には、文章の読み書きや計算、金銭管理などが苦手であることが挙げられますが、障がいの程度によっては一見して障がいの有無が分かりにくい人もいます。まずは、その人の障がいの特性をよく理解することが大切です。

知的障がいのある人は、社会生活を行う上で様々な困難を抱えていますが、家族や友人、そして地域の人などの理解や支援によりその人らしい生活を送ることが可能となります。

2 こんな特徴があります

- ・ 抽象的、複雑な事柄の理解が困難です。
- ・ こみいった文章や会話の理解が苦手です。
- ・ おつりのやりとりなど日常生活の中での計算が苦手です。
- ・ 突発的な出来事に対して、状況に応じた行動をすることが困難です。
- ・ 自分の気持ちをうまく表現することができないことがあります。
- ・ 意味なくせわしなく動き、落ち着きのない人もいます。
- ・ 周りの空気を読むことが苦手なために、自分勝手な行動をとる人もいます。
- ・ バスの中や歩きながら、独り言をいう人もいます。

3 こんな配慮があると助かります

□ 話をする時

- ・話しかける時は、相手が安心するようなるべく優しい口調と表情で話しかけてください。
- ・複雑で抽象的な話は理解が難しく混乱してしまうので、なるべく分かりやすくゆっくりと具体的に話をしてください。
- ・相手がきちんと理解しているか、時間がかかっても確認しつつ話を進めてください。
- ・知的障がいのある人は使う言葉や表現があいまいなことがありますので、断片的な言葉からでも意図をくみ取ってあげてください。
- ・絵や写真や実物等を見せて話をする、状況理解がしやすくなり気持ちが通じやすくなります。

□ 文書を作成する時

- ・漢字の読み書きが苦手な人もいますので、会議などで文書を作成する時にはルビ（ふりがな）を付ける等の配慮をしてください。
- ・文章はなるべく分かりやすい表現で、簡潔に記述してください。

○ご相談はこちらまで

一般社団法人宮崎県手をつなぐ育成会

宮崎市原町2番22 県総合福祉センター内

TEL 0985-29-2168 FAX 0985-29-2168

中央福祉こどもセンター（中央児童相談所）

宮崎市霧島1の1の2

TEL 0985-26-1551 FAX 0985-28-5894

北部福祉こどもセンター（延岡児童相談所）

延岡市大貴町1丁目2845

TEL 0985-35-1700 FAX 0985-35-1701

南部福祉こどもセンター（都城児童相談所）

都城市年見町14の1の1

TEL 0986-23-4520 FAX 0986-21-0047

○重度の重複障がいについて

1 重度の重複障がいとは

重度の重複障がい（以下「重症心身障がい」といいます。）は、重度の肢体不自由と重度の知的障がいなどが重複した状態をいいます。

重症心身障がい児（者）の数は、医学の進歩により超低体重児や重症仮死産などのケースが救命できるようになり、増加しているものと考えられます。

重症心身障がい児（者）は、さまざまな福祉サービス等を利用しながら、自宅や施設で生活を送っています。

2 こんな特徴があります

- ◆姿勢…ほとんど寝たままで、自力では起き上がれない人が多いです。
- ◆移動…自力での移動は困難で、座位や車椅子で移動を行います。
- ◆食事…誤嚥を起こしやすく、自力での食事が困難です。スプーン等を用いて介助を行うことが必要です。また、食べやすいように細かく刻んだりとろみをつけたりします。
- ◆排泄・入浴…全介助が必要です。
- ◆コミュニケーション…言葉による理解や意思伝達が困難です。口の動きや目の訴えで意志を伝えます。
- ◆健康…肺炎や気管支炎を起こしやすく、多くの人がかんがん発作を持つため、常に健康が脅かされています。また、痰の吸引が必要な人もいます。

3 こんな配慮があると助かります

- ・コミュニケーションをとることが非常に難しいですが、本人に合った方法をとることが重要です。具体的には、アイコンタクトやスキンシップ、口の動き等によって思いを伝えたり、コミュニケーションをとることができます。
- ・車椅子やストレッチャーでの移動に人手がいりそうな場合には、声をかけて手伝ってください。体温の調節が苦手なので、室内や戸外の温度に気をつけてあげてください。また、この場合、手足が細く骨が脆くなっている人が多いので、特に気をつけてください。



★メモ

重症心身障がいは医学的な診断名ではなく、児童福祉法において定義されています。児童福祉法の対象範囲（18歳未満）を超える、18歳以上の人を含めて、総称して「重症心身障がい児（者）」と呼ばれています。

また、人工呼吸器をつけたり栄養を鼻から注入する管をつけるなどの医学的管理がなければ呼吸をすることも栄養を摂ることも困難な状態にある人を「超重症児（者）」「準超重症児（者）」といいます。

○ご相談はこちらまで

中央福祉こどもセンター（中央児童相談所）

宮崎市霧島1の1の2

TEL 0985-26-1551 FAX 0985-28-5894

北部福祉こどもセンター（延岡児童相談所）

延岡市大貫町1丁目2845

TEL 0982-35-1700 FAX 0982-35-1701

南部福祉こどもセンター（都城児童相談所）

都城市年見町14の1の1

TEL 0986-23-4520 FAX 0986-21-0047

○発達障がいについて

1 発達障がいとは

発達障がいとは、脳の機能の問題により言語や運動能力、社会生活に適応する上で必要な能力の獲得に困難がある状態をいいます。その症状はおおむね18歳以前の低年齢の発達期にあらわれ、生涯にわたりその影響を及ぼします。

発達障がいは、いわゆる①広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群等を含む）・②学習障がい（LD）・③注意欠陥多動性障がい（ADHD）などを総称したものをいいます。これらのどのタイプにあたるのか、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多いため、診断が難しかったり、年齢や環境により診断名が異なることもあります。

発達障がいは、脳そのものに外傷や病変がみられる障がいではないことから、見た目の障がいとして分かりにくく、そのため当事者の努力不足や怠け、あるいは親のしつけや療育の問題と誤解されがちです。

① 広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群等）について

広汎性発達障がいには、対人関係の形成が難しい、言葉やコミュニケーション能力の遅れ、こだわりが強く柔軟な対応が難しい、といった主に3つの特徴が見られます。また、これらに加えて、何らかの感覚（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚等）の特異性が認められることがあります。

なお、2013年5月にアメリカ精神医学会の診断基準が19年ぶりに改定され、自閉症スペクトラムという新たな診断名が使用され始めています。現在の国際的診断基準の診断カテゴリーである広汎性発達障害（PDD）とほぼ同じ群を指しており、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障がいが含まれます。症状の強さにより、いくつかの診断名に分類されますが、本質的には同じ1つの障がい単位だと考えられています（スペクトラムとは「連続体」の意味）。

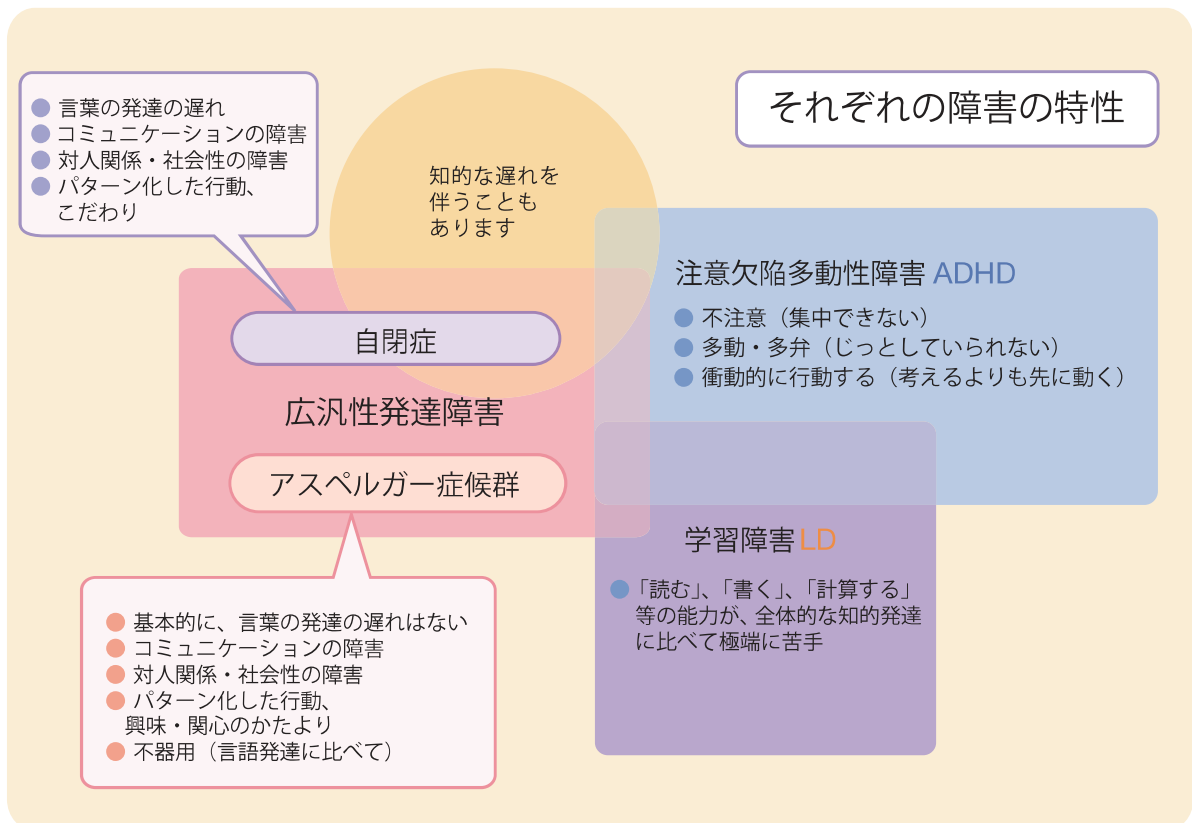
② 学習障がい (LD) について

LD は、知的な発達には大きな遅れがないものの、学習面に特異なつまずきがみられるものをいいます。具体的には、読む、聞く、話す、推論するといった能力のうち、ひとつ又は複数をやうまく使えないために習得が困難な状態です。一見して障がいのないのか単に学習が身についていないだけなのかの判断が難しいことから、単なる学習の不徹底、意欲の低下などと誤解されがちです。

③ 注意欠陥多動性障がい (ADHD) について

ADHD は、不注意（集中ができない）、衝動性（考えるより先に動く）及び多動性（多弁）がその主症状として見られるものをいい、年齢に不相応な行動が認められることがあります。

不注意であったり、落ち着きがないという一面は多かれ少なかれ誰にもあるものですが、その傾向が極端であり、自分でコントロールすることが苦手です。



出典：厚生労働省リーフレット「発達障害の理解のために」

2 こんな特徴があります

- ・遠回しな言い方や曖昧な表現が理解できず、また話が一方的であったり自分の気持ちや行動をうまく言葉で表現出来にくいことがあります。
- ・整理整頓が苦手だったり、忘れ物やなくしものが多かったりします。
- ・物の配置や時間、決まりごとなどへのこだわりが強く、その状況を変化させることへの適応が難しいことがあります。
- ・雷などの大きな音・特定の音が苦手（聴覚過敏）であったり、同じ服や持ち物でないとだめ（感覚過敏）だったり、極端な偏食（味覚・嗅覚過敏）だったり、それとは逆に刺激に対して無反応なところもあります。
- ・その場に合った声の大きさが調節出来なかったり、まっすぐに姿勢を保つことが難しい人もいます。

3 こんな配慮があると助かります

- ・自分の気持ちや考えを表現することや相手にうまく伝えることが苦手なので、「早く」「まだ」などせかさず、じっくりと話を聞くとうまく伝えられます。
- ・言葉によるやり取りが苦手な人もいますので、ジェスチャーや絵、写真などをうまく組み合わせてコミュニケーションをとってください。
- ・話す時はあいまいな表現は避けて簡潔に、わかりやすく伝えてください。
- ・急な変更や変化に対応することが難しいので、前もってスケジュールや計画などを教えてくれるとうまくいきます。
- ・こだわりが強い人や独特の癖がある人は、迷惑に感じる行動をとることがあるかもしれませんが、怒鳴ったり大声で注意したりせず、繰り返し具体的に伝えると理解できます。また、それらの行動が認められるような時間や場所等を保障することも大切です。



★メモ

発達障がいとは先天的な障がいです。最近ではいじめや虐待など、後天的な要因により発達障がいとよく似た症状が現れることもありますが、決して本人の努力不足や怠け、そして親のしつけや療育の悪さが原因の障がいではありません。発達障がいが生まれつきの脳機能の障がいであることを理解し、適切な関わり方をはじめとする環境づくりに努めていくなど、長い目で見守っていくことが大切です。

○ご相談はこちらまで

宮崎県中央発達障害者支援センター

宮崎市清武町木原4257番地7 ひまわり学園内
TEL 0985-85-7660 FAX 0985-85-7661

宮崎県延岡発達障害者支援センター

延岡市櫛津町3427番地4 ひかり学園内
TEL 0982-23-8560 FAX 0982-23-8561

宮崎県都城発達障害者支援センター

都城市都原町7171 高千穂学園内
TEL 0986-22-2633 FAX 0986-22-2930

○精神障がいについて

1 精神障がいとは

精神障がいは、うつ病などの精神疾患により、日々の生活や仕事、対人関係において様々な「生活のしづらさ」を抱える障がいです。

精神疾患で病院に通院や入院をしている人たちは、国内で320万人にのぼります（平成23年度）。日本人のおよそ40人に1人の割合です。生涯を通じて5人に1人が精神疾患にかかるものともいわれています。精神疾患は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。

平成25年度には、「がん」「脳卒中」「急性心筋梗塞」「糖尿病」とともに五大疾患として、国の医療計画に組み込まれました。

精神疾患は多くの場合は治療により回復します。身体の病気と同じように治療を受けることが大切です。

2 こんな特徴があります

本人が苦しんでいても、周囲からは分かりにくいという特徴があります。

◆身体面の症状（例）

【不眠・食欲不振・全身倦怠感・動悸・めまい・頭痛】など
これらの症状は不安や緊張、うつ病などで現れやすい症状です。

◆知覚・思考・感情・意欲などの症状（例）

【気分の落ち込みや高揚・思考力や意欲の低下・強い不安や緊張・焦り・いらいら・恐怖感・他人には聞こえない声が聞こえる（幻聴）・悪口を言われていると思いつむ（妄想）・自分が病気であると分からない】など

◆生活・行動面の変化

【遅刻や失敗が増える・昼夜逆転・身だしなみに構わなくなる・お金遣いが粗くなる・自分を傷つける・ひきこもる・同じ動作を繰り返す・過食や拒食・飲酒のコントロールが難しくなる】など

◆知能・記憶面の症状

【物忘れ・大事な物をなくす・家事の段取りが悪くなる・機械の操作ができなくなる・道に迷う・判断力が落ちる】など

◆その他の症状

【けいれん発作（てんかん）や意識の障がい】など。

3 精神障がい「生活のしづらさ」

精神障がいのある人が抱える「生活のしづらさ」の程度は、その人の病気だけでなく、周囲の環境や理解、その人がおかれている状態など周囲の環境が大きく影響しています。

<疾患による生活のしづらさ（例）>

- ・それまで出来ていたことが出来なくなる場合がある。
- ・疲れやすく無理をすると調子が崩れる。
- ・気疲れのため、気配りを必要とする人間関係が難しくなる。
- ・薬の副作用があっても、服用を中断してはならないと言われ、やめたいのを我慢して服用している場合がある。
- ・いつ発作が起こるかわからない不安がある。

<偏見や誤解による生活のしづらさ（例）>

- ・「感染する」などと恐れられたり、疎外されたりする。
- ・「甘えている・怠けている・努力が足りない・自業自得」と思われる。
- ・精神疾患というだけで就職やアパートの入居を断られる。

4 こんな配慮があると助かります

- ・病気になったことを自分で責めている場合があるので、「なぜ」「どうして」と追求しすぎないでください。
- ・薬の中断により再発する人もいますので、安易に薬をやめたほうが良いと言わないでください。
- ・薬とお酒の相性がよくないので、お酒を勧めないでください。
- ・日常的な「当たり前」のことでも、努力が必要な場合があるので、その負担を考慮してください。
- ・自信や希望を失いかけている場合があるので、無視したり悲観的なことを言ったりせず、丁寧にあいさつするなど、やや楽観的に構えてください。
- ・回復には時間がかかる場合があります。年単位での回復を見据えて関わってください。
- ・私たちは精神障がいについてよく知らないままで偏見を持っているかもしれないことを自覚しましょう。

○ご相談はこちらまで

宮崎県精神保健福祉センター

宮崎市霧島 1-1-2

TEL 0985-27-5663 FAX 0985-27-5276

○高次脳機能障がいについて

1 高次脳機能障がいとは

インフルエンザ脳症、脳腫瘍、脳血管障害といった病気や交通事故などにより脳に損傷を受け、記憶障がい、注意障がい、失語や感情のコントロール不良といった感情障がいなどが引き起こされるものです。

高次脳機能障がいの症状は脳の損傷部位により様々であるように、後天的な障がいであるため、これまで当たり前に行っていたことができなくなったことへの対応に、本人も周囲も戸惑ってしまう場面が多くあります。

2 こんな特徴があります

- ・少し前のことをすぐ忘れてしまうことがあります。
- ・注意力が散漫であり、集中力が続きにくいです。
- ・ささいなことで泣いたり怒ったりします。
- ・言葉がうまく出てこない、うまく伝えられないことがあります。
- ・おつりの計算など、簡単な計算ができないことがあります。
- ・よく知っているはずの道に迷ったり、手順が理解できないことがあります。
- ・会話する際にはごく普通であるのに、行動するとなった時に簡単なことができない人もいます。そういったことから、なかなか周囲の理解を得ることができません。

3 こんな配慮があると助かります

□ 記憶に障がいのある人

- ・新しいことを覚えられない、約束を忘れてしまうなど記憶に障がいのある人には、必要に応じて言葉で伝えるだけでなくメモを渡すなどしてください。メモを常備するとよいでしょう。
- ・決まった日課に従って生活するように促してください。また、モノなどは決まった場所に置くようにしてください。

□ 言葉の障がいがある人

- ・言葉がうまく出てこないことがあるので、困っている人を見かけたらその人のペースに合わせて、優しく接しましょう。プレッシャーを与えてしまうとコミュニケーションに対して意欲を失ってしまうことがあります。
- ・何かを尋ねる時は、「はい」「いいえ」など一言で返答できるような簡単な質問を心がけてください。

□ 感情の障がいがある人

何らかのきっかけでいきなり泣きだす、怒りだすなど感情のコントロールが難しいことがあります。そのような場合には、冷静に話をするのが困難な場合が多いので、時間をかけ、落ち着くのを待ちましょう。本人に感情の障がいがあることを理解してもらうことも大切です。

□ 注意障がいがある人

集中力が続かない、注意力が散漫な人には、周囲の人の以下のような対応が必要です。

- ・何かをお願いするとき、指示するときは複数のことを一度にしないようにしましょう。
- ・仕事はなるべくひとつのことに専念させ、大きな変化を与えないようにしましょう。
- ・短い時間で適宜休憩してもらうようにしましょう。
- ・音の刺激が苦手なので、テレビ・ラジオ等をつけっぱなしにしないようにしましょう。
- ・何かを伝える時は、まず本人がこちらを見ているか確認しましょう。

○ご相談はこちらまで

宮崎県身体障害者相談センター

宮崎市霧島1丁目1番2

TEL 0985-29-2556 FAX 0985-31-3553

○難病について

1 難病とは

難病とは、原因が不明で、治療方法が確立されていない希少な疾病であり、慢性の経過をたどるものをいい、その種類は多岐にわたります。

現代の医学では、根本的な治療は困難であるものの、適切な治療や自己管理を続けることで通常に近い生活を送ることができるものも多くなっています。

難病における大きな問題として、病気をもちながら就労を継続することの困難さ、偏見や誤解が後を絶たないことなどが挙げられますが、「難病」という言葉に先入観を持つことなく、一人ひとりの状態をきちんと理解し、みんなでサポートしていくことが大切です。

疾患によって、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がいを発現する方もいますので、それぞれの障がいの項目を参考にしてください。

2 こんな特徴があります

- ・ 治療が難しく、慢性の経過をたどります。
- ・ 後遺症の残る恐れが少なくありません。
- ・ 治療に使用される薬等には非常に高額なものがあり、経済的な不安を抱えている人がいます。
- ・ 介護等に著しく人手を要することがあるため、家族や周囲の人の身体的・精神的負担が大きいです。
- ・ 病気の種類や状態は個人により様々です。
- ・ 症状が変動することもあります。一日の中でも、軽い状態と重い状態になる場合があります。
- ・ 定時に服薬をしないといけない人がいます。

3 こんな配慮があると助かります

- ・難病というと「寝たきり」や「生命の維持が困難である」といったイメージがあるかもしれませんが、自立生活が送れないこと等は難病の条件に含まれていません。病気とうまく付き合いながら自立した生活を送っている人もいます。
- ・一見して難病であると分かる人もいれば分かりにくい人もいます。特に外見上病気があることが分かりにくい場合には、本人の意見を聞いて仕事の量を調節する、柔軟な勤務形態にする、通院を許可するなど、柔軟な対応をしてください。難病のある人が仕事を継続していくには周囲の人の理解とサポートが不可欠です。



★メモ

平成25年4月1日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」において、障がい者の範囲に難病等が加わり、対象となる方（※）は、身体障害者手帳所有の有無に関わらず各種障害福祉サービスを利用できるようになりました。

※障害者総合支援法の対象疾患は、当面130疾患（難治性疾患克服研究の対象疾患及び関節リウマチ）とされており、今後、見直しが行われる予定です。

○ご相談はこちらまで

宮崎県難病相談・支援センター

宮崎市原町2番22 県福祉総合センター内

TEL 0985-31-3414 FAX 0985-31-3414

●障がい者への差別をなくしましょう

障害者差別解消法ができました。

この法律は、障がいのある方への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

「不当な差別的取扱い」

例えば、車椅子を利用していることでレストランへの入店を断ることや、障がいがあるという理由でアパートを貸さないことは、障がいを理由とする不当な差別的取扱いになります。

「合理的配慮」

例えば、車椅子の方が乗り物に乗る時に、手助けをすることや、窓口で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなど、その人の障がいにあった必要な工夫ややり方を選択することを合理的配慮といいます。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
国の行政機関 地方公共団体等	してはいけない	しなければならない
民間事業者 (個人事業者、NPO 含む)	してはいけない	するように努力

※合理的配慮の実施に大きなお金がかかるなど、負担になり過ぎる場合は、義務は生じません。

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

この法律は、平成28年4月1日から施行されます。

●障がい者を虐待から守りましょう

障がい者への虐待は、障がい者に対する重大な権利侵害であり、絶対に許されるものではありません。

障がい者虐待は、どこの家庭や施設、職場でも起こりうる身近な問題です。虐待している人に虐待している認識がない場合や、虐待を受けている人が虐待だと認識できない、被害を訴えられない場合があります。

虐待を防ぐためには、県民一人ひとりが障がい者虐待に対する認識を深めることが大切です。

障害者虐待とは？

○障害者虐待防止法では、次の3つに分類しています。

- ①養護者(障がい者の生活の世話などをしている家族、親族、同居人)による虐待
- ②障がい者福祉施設従事者等(福祉施設やサービス事業所の職員など)による虐待
- ③使用者(障がい者を雇用している事業主、事業の経営担当者など)による虐待

○次のような行為が虐待になります。

- ①身体的虐待…暴行、正当な理由のない身体拘束など
- ②性的虐待…わいせつな行為の強要など
- ③心理的虐待…暴言・差別的な言動など
- ④放棄・放任(ネグレクト)…食事の世話をしない、長時間の放置など
- ⑤経済的虐待…本人の同意なしに財産や年金を使うなど

早期発見、早期対応のために通報を！

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、速やかに通報しなければなりません。また、虐待を受けた障がい者本人が届け出ることもできます。

虐待の早期発見・早期対応のために、「もしかして、虐待では？」と疑問を持たれた時には、以下の窓口にお知らせください。

虐待の種類	通報先
養護者による虐待	各市町村の障害者虐待防止センター
障害者福祉施設従事者等による虐待	
使用者による虐待	各市町村の障害者虐待防止センター 宮崎県障がい者権利擁護センター (TEL : 0985 0 FAX 0985 70)

●人にやさしい福祉のまちづくり

宮崎県では、平成12年に「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を制定し、「思いやりのある心づくり」と「バリアフリーの施設づくり」を柱として、人にやさしい福祉のまちづくりを推進しています。

○おもいやり駐車場制度

この制度は、歩行が困難な人に利用証を交付することで、商業施設や病院、官公庁など公共的施設の駐車スペースを確保するものです。

制度対象となる方は、障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難な方で、利用証を車内に掲示しています。

利用できる駐車場は、県に登録した駐車場で、駐車区内に「おもいやり駐車場」であることを示すステッカーを掲示しています。

利用証の種類



利用証の掲示



駐車区画の表示



◆ドライバーの皆さんへ

「入口に近いから」、「ここしか空いてないから」、「ちょっとの間だけだから」といった理由でおもいやり駐車場に停めていませんか。

本当に必要としている人のために不適正利用はやめましょう。

◆施設管理者の皆さんへ

おもいやり駐車場制度の趣旨にご賛同いただき、ご協力いただける施設を募集しています。

申し込みは県障害福祉課（TEL:0985-26-7068）まで。

○多機能トイレの利用について

近年、子ども連れなども利用できる多機能トイレ（※）が数多く設置されてきましたが、車椅子利用者以外の方による利用が集中して、車椅子利用者が使いにくくなっているという指摘が寄せられています。

車椅子利用者は、広いトイレ空間が必要なので、一般トイレを利用できる方が多機能トイレを利用することは控えましょう。

※多機能トイレ：車椅子利用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子利用者だけでなく、高齢者、障がい者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレのこと。

○バリアフリーの施設づくり

「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、多くの人が利用する建築物や公園等の公共的施設のうち、特に整備の必要な施設については障がい者や高齢者等に配慮した整備を行うことを求めており、整備基準に適合した施設に対して、適合証を交付しています。



○バリアフリー情報マップ

障がい者や高齢者等が外出する際に、安全に安心して出かけていただくために、県内公共施設等のバリアフリー化の情報提供をホームページ（みやざきバリアフリー情報マップ <http://m-bfree.pref.miyazaki.lg.jp>）で行っています。

○障害者週間

「国際障害者デー」である12月3日から12月9日までの1週間は、障害者基本法により「障害者週間」と定められています。

その趣旨は、障がい者の福祉について広く関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加の意欲を高めることにあります。

宮崎県でもこの週間に啓発講演会のほか、障がいのある方の絵画、手芸作品の展示や物品の販売、相談窓口の紹介など様々な催しを行っていますので、是非、ご参加ください。

問合せ：宮崎県障害者社会参加促進センター（TEL：0985-26-2950）

●補助犬について知ってください

1 身体障害者補助犬について

身体障害者補助犬は、目、耳、手足に障がいのある方をサポートするため、特別な訓練を受けた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、障がいのある方のパートナーであり、ペットではありません。

◆盲導犬

視覚障がいのある人の目となり外出時の移動をサポートしてくれます。

ハーネス（胴輪）をつけています。

◆介助犬

主に上下肢に障がいのある人の生活全般を支えてくれます。「介助犬」と書かれた表示をつけています。

◆聴導犬

聴覚障がいのある人の耳となり電話の音や車の接近を教えてくれます。

「聴導犬」と書かれた表示をつけています。

2 補助犬の受入れにご理解とご協力をお願いします

補助犬は、公共の施設はもちろん、ホテルや飲食店など民間施設においても受け入れるよう義務付けられています。まだまだその認知度は低く、受入れ拒否など残念な対応が見られるのが現状です。

補助犬は専門機関により訓練され、社会のマナーも守れますし、清潔です。犬だからということで受入れを拒否しないでください。

ほじょ犬ステッカー

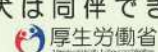
県障害福祉課で配布しております



Service Dogs Welcome!

ほじょ犬 せうどうけん かいじょけん
法律により盲導犬・介助犬・

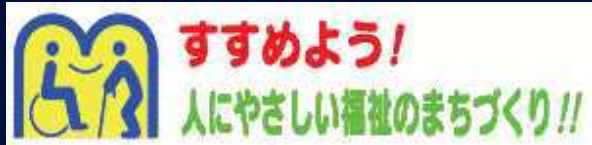
聴導犬は同伴できます



●このハンドブックの編集にあたり、御協力いただいた団体等

(※敬称略、順不同)

- ◆宮崎県視覚障害者福祉協会
- ◆宮崎県聴覚障害者協会
- ◆宮崎県盲ろう者友の会
- ◆宮崎県身体障害者団体連合会
- ◆宮崎県向声会
- ◆全国脊髄損傷者連合会宮崎県支部
- ◆宮崎県腎臓病患者連絡協議会
- ◆日本筋ジストロフィー協会宮崎県支部
- ◆日本オストミー協会宮崎県支部
- ◆宮崎県手をつなぐ育成会
- ◆宮崎県知的障害者施設協議会
- ◆宮崎県重症心身障害児（者）を守る会
- ◆宮崎県自閉症協会
- ◆宮崎LD・発達障がい親の会フレンド
- ◆発達障害者支援センター（宮崎、都城、延岡）
- ◆宮崎県精神福祉連合会
- ◆宮崎県難病患者団体連絡協議会
- ◆宮崎県特別支援学校長会
- ◆宮崎県障がい者自立支援協議会相談支援部会



平成26年3月発行
発行：宮崎県福祉保健部障害福祉課
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
TEL：0985-32-4468 FAX：0985-26-7340